



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

法人税法 132 条の 2 の適用に初の司法判断

～ 組織再編成に係る行為又は計算の否認 ～

平成 13 年度税制改正において、組織再編税制の一環として、適格合併が行われた場合において、一定の範囲で繰越欠損金額（未処理欠損金額）等を引き継ぐことができることとされ、同時に、包括的な租税回避行為の否認規定である法人税法 132 条の 2 が創設されました。今回ご紹介する判決は、この規定の適用の可否を争点とする事例です。（平成 26 年 3 月 18 日東京地裁・棄却・控訴・Z 8 8 8-1 8 3 0）
（関連事件判決・平成 26 年 3 月 18 日東京地裁・棄却・控訴・Z 8 8 8-1 8 3 1）

<事案の概要>

本件は、インターネットサービス事業を行う原告 A 社が、B 社の完全子会社であった C 社を買収した後、C 社を被合併法人とする合併を行い、法人税法 57 条 2 項の規定に基づき、C 社の未処理欠損金額約 5 4 2 億円を原告の欠損金額とみなして申告したところ、処分行政庁が、法人税法 132 条の 2 の規定に基づき更正処分を行ったため、その取消しを求めた事案である。

<裁判所の判断>

- 1 法人税法 132 条の 2 が定める「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」とは、取引が経済的取引として不合理・不自然である場合のほか、組織再編成に係る行為の一部が、組織再編成に係る個別規定の要件を形式的には充足し、当該行為を含む一連の組織再編成に係る税負担を減少させる効果を有するものの、当該効果を容認することが組織再編税制の趣旨・目的又は当該個別規定の趣旨・目的に反することが明らかであるものも含むと解することが相当である。
- 2 法人税法 57 条 2 項は、①企業グループ内の適格合併 及び②共同事業を営むための適格合併について、被合併法人の有する未処理欠損金額の引継ぎを認めるとともに、上記①については、同条 3 項において、繰越欠損金額が租税回避に利用されることを防止するための個別否認規定を設けている。
- 3 法人税法 57 条 3 項を受けて定められた施行令 112 条 7 項は、未処理欠損金額の引継ぎが認められるような「共同で事業を営むための適格合併等」に当たるか否かを判定するため、2 つの類型を設け、①同項 1 号から 4 号までに掲げる要件（事業関連性要件、事業規模要件、事業継続要件）のいずれをも満たす場合か、②同項 1 号及び 5 号に掲げる要件（事業関連性要件、特定役員引継要件）のいずれをも満たす場合については、「共同で事業を営むための適格合併等」に当たる旨を規定している。
- 4 本件においては、①原告 A 社の代表者である丙が、C 社の副社長に就任してから買収により特定資本関係が発生するに至るまでの期間はわずか約 2 か月であり、極めて短いこと、②丙は、その 2 か月の間、C 社の従来の事業に固有の経営に関与していたと評価することはできないこと、③他方、C 社の経営を担ってきた役員は、合併後、原告 A 社の役員に就任していないことが認められ、特定役員引継要件が形式的には充足されてはいるものの、役員の去就という観点からみて、「合併の前後を通じて移転資産に対する支配が継続している」という状況があるとはいえない。
- 5 以上のような本件における諸事情を総合勘案すると、本件副社長就任は、特定役員引継要件を定めた施行令 112 条 7 項 5 号が設けられた趣旨・目的に反することが明らかであり、また、副社長就任を含む組織再編成行為全体をみても、法人税法 57 条 3 項が設けられた趣旨・目的に反することが明らかであるといえることができる。したがって、副社長就任は、法人税法 132 条の 2 にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当すると解することが相当である。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 音子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判87頁）が必要な方は、送料実費とも 1,500 円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第 250 号(平成 26 年 5 月 10 日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-2 モリタビル/TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628